

# 永野厚郎裁判長（東京高裁） は、重慶大爆撃被害者の声を真摯に 聴いて公平な審理を行うべきです！

3月17日（金）午後2時 1時20分東京高裁傍聴券交付所  
東京高等裁判所101号法廷

## 重慶大爆撃裁判の控訴審第2回

◎中国から多数の原告・支援者が来日されます！

★皆様の傍聴をお願いします!!

◆重慶大爆撃は、重慶・四川省の無辜の民衆に対する意図的な虐殺行為であり、日本の中国侵略戦争の中でも最も残虐な行為の一つです。

憲法違反の戦争法が施行された現在、私達は改めて日本による重慶大爆撃を含む中国侵略戦争を検証し、過去の誤った国策を徹底的に反省する必要があります。

◆日本の裁判所での重慶大爆撃の加害者・日本国の責任追及は、20世紀に始まり今世紀も続く無差別爆撃の廃絶を実現するためにも不可欠な課題です。

多くの皆様のご支援を心よりお願い致します。

◆日本軍は、1938年から1944年までの間に、現在の重慶市及び四川省に対して200回以上の無差別爆撃を繰り返しました。

重慶大爆撃裁判は、重慶・四川の空爆被害者188名が、2006年から2009年にかけて4次にわたり日本国を被告に「謝罪と賠償」を求めて起こした裁判です。



◎写真展ミニ講演 2017.2.15 九段ギャラリー

### 2017.3.17 控訴審第2回裁判行動予定

17日 (金曜日) 午前中	【 A班 】 午前9時30分～ 三菱重工申入行動 (品川駅)	【 B班 】 午前9時00分～ 裁判所前宣伝行動
12時00分	露ヶ関デモ 集合 12時00分 出発 12時10分 (25分間)	
13時00分～	裁判所前ミニ集会 集会開始 13時00分 (30分間) 傍聴券抽選 13時30分	
14時～15時	重慶大爆撃裁判控訴審第2回 高裁1階101号法廷 (約60分)	
15時30分～17時30分	(記者会見 15時15分～司法記者クラブ) 報告集会 参議院議員会館1F 101会議室	
18時～	歓迎交流会 (会食：新橋の中華店で)	

◆ 2015年2月25日、東京地方

裁判所は、日本軍の重慶市と四川省の成都・楽山・自貢・松潘などに対する無差別爆撃を証拠に基づいて事実認定しました。

日本人が歴史教育で殆ど学んでいない重慶大爆撃の事実を裁判所が詳細に認定したことは重要です。しかし判決が原告の謝罪と賠償の請求を退けたことは全く不当です。こんな一審判決は絶対に許せません。

**大成功！！ 写真展・重慶大爆撃を知っていますか？ 第2弾！**

- ・パネル貸し出ししています!!
- ・貸し出しパネルの枚数はご相談に応じます！

**重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京(代表・前田哲男)／重慶大爆撃訴訟弁護団(団長・田代博之弁護士)**

弁護団：〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-5 一瀬法律事務所 TEL03-3501-5558 FAX03-3501-5565 Email:info@ichinoselaw.com

◆ Webサイト <http://www.anti-bombing.net> ブログ『重慶大爆撃とは?』 <http://blog.goo.ne.jp/dublin-ki>

◆お問合せは、弁護団事務局(一瀬法律事務所)の元永(もとなが)、又は小田までお願いします。

2017.3.9

# 3月17日(金)重慶大爆撃裁判控訴審第2回

## 永野厚郎裁判長

(東京高裁第5民事部)は

潘洵、張瑾、聶莉莉、金明氏ら  
専門家証人の全員採用を！

◎無差別爆撃の被害立証を認めるべきです！！



潘洵教授



張瑾教授



聶莉莉教授



金明教授

『重慶大爆撃の研究』『権力、衝突と変革』『中国民衆の戦争記憶』『中国民間対日賠償の  
(岩波書店、2016) (重慶出版社、2003) (明石書店、2006) "請求権放棄"問題』

### A 爆撃の無差別性・国際法違反性

- ① 証人 潘洵 (西南大学教授、歴史学)
- ② 証人 笠原十九司 (都留文科大学名誉教授)

### B 現在まで続く精神疾患【精神医学的診断】

- ③ 証人 野田正彰 (精神科医師)

### C 被害の深刻性、救済の必要性

- ④ 証人 張瑾 (重庆大学教授、歴史学)
- ⑤ 証人 聶莉莉 (東京女子大学教授、文化人類学)

### D 日本民法による賠償請求権(国家無答責など)

- ⑥ 証人 岡田正則 (早稲田大学大学院教授、行政法)

### E 立法不作為による賠償請求権

- ⑦ 証人 内藤光博 (専修大学法学部教授、憲法学)

### F 国際法による賠償請求権

- ⑧ 証人 金明 (四川大学法学部教授、国際法)
- ⑨ 証人 潘國平 (西南政法大学教授、国際法)
- ⑩ 証人 山下恭弘 (福岡大学法学部教授、国際法)

前回の第一回口頭弁論で、控訴人らを代表して、法廷で意見を述べた栗遠奎さんの陳述の要旨を紹介します。栗さんは、1933年12月重慶生まれですが、日本軍の重慶大爆撃が惹起した1941年の「6・5隧道大惨案」で2人の姉を殺されました。また栗さん本人も防空洞で酸欠になり倒れたが奇跡的に助けられた重慶大爆撃の生き証人です。

### ① 原判決が重慶大爆撃被害の残虐さ、非人道性を認定しなかった誤り

原判決は、日本軍が重慶、成都、自貢、樂山、松潘などに対して繰り返し爆撃を行って多数の死傷者を出し家財を破壊した事実があったことを認定しながら、「重慶大爆撃が非人道的な残虐行為であったこと」を全く認めていません。これは原判決の最も根本的な誤りです。

### ② 原判決が重慶大爆撃被害の国際法違反を認定しなかった誤り

原判決は、「空戦法規案」が重慶大爆撃当時に国際慣習法化していたこと、また爆撃の被害地域に重慶市民が多数生活していたことを認定しながら、重慶大爆撃が国際法違反の無差別爆撃であることを言も認定していません。

かつて原爆裁判で東京地裁は、原子爆弾が従来のあらゆる兵器よりも破壊力、殺傷力が大きく、また種々の苦痛ないし悪影響をもたらす「残酷な兵器である」と、空戦法規案が国際慣習法化していたこ

と、さらに結論として、「広島・長崎への原子爆弾の投下は、無防守都市への無差別爆撃であり、違法な戦闘行為である」「戦争に際して不要な苦痛を与える非人道的な害敵手段として禁止される」と認定しました。

### ③ 原判決が重慶大爆撃が中国への侵略行為であることを認めないと認めた誤り

原判決が上記の通り「残虐性」や「国際法違反性」を認定しなかったのは、裁判官が中国侵略を全く反省していない日本政府に完全に屈服し、重慶大爆撃が日本の違法な中国侵略の一環であることを完全に看過している点にあります。

周知の通り、中国は19世紀末から日本に約50年間侵略されてきました。当時から侵略行為は国際法違反です。実は重慶も日清戦争後の日清講和条約で日本に侵略され、現に重慶には1937年の日中全面戦争まで日本の租界地があり、侵略者・日本人の子供たちは重慶の日本人学校に通っていました。

戦後、日本政府は1972年に締結した日中共同声明で「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」と約束しました。

しかし安倍首相の靖国神社公式参拝に見られるように日本政府は現在で中国侵略を真摯に反省していません。原判決は、重慶大爆撃の「侵略性」を看過しており、真実に背を背けた全く不当な判決です。

### ④ 高等裁判所は専門家証人と控訴人本人の人証調べを実施すべきだ！！

上記の「侵略行為性」や「残虐性」や「国際法違反性」は、単純な法律解釈の問題ではなく、事実問題です。従って、裁判所は、弁護団が申請している中国と日本の専門家証人を全員採用し法廷で取り調べるべきです。(了)